明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　一
〔告　示〕
○日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示（消費者庁・国土交通一）　二
○設計住宅性能評価のために必要な図書を定める件の一部を改正する件（同二）　二
○住宅性能評価を受けなければならない性能表示事項を定める件の一部を改正する件（同三）　三
○住宅性能評価を行った住宅に関する基本的な事項及びその確認の方法を定める等の件の一部を改正する件（同四）　三
○放送法第百四十条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をし、同法第百四十条第六項及び同規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（総務三九）　五
○肥料を登録した件（農林水産三一八）　五
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同三一九）　六
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同三二〇）　六
○肥料の登録を失効した件（同三二一）　六
○評価方法基準の一部を改正する件（国土交通一五一）　六
○登録住宅型式性能認定等機関の登録の区分を定める件及び登録試験機関の登録の区分を定める件の一部を改正する告示（同一五二）　七
○長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する件（同一五三）　七
○平成二十年国土交通省告示第五百十三号の一部を改正する件（同一五四）　七
○昭和六十三年建設省告示第千二百七十四号の一部を改正する件（同一五五）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、型式適合認定、企業年金基金変更関係　一九
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇

府令・省令

○内閣府令第一号
国土交通省

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項及び第二項の規定に基づき、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　住宅性能評価を行った住宅の地盤の液状化に関し住宅性能評価の際に入手した事項のうち参考となるもの（申請者からの申出があった場合に限る。）

第一条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）ごとの住宅性能評価の実施の有無

第三条第二項中「住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項（以下「性能表示事項」という。）」を「性能表示事項」に改める。

第二十条第一項第三号中「第十号及び第十一号」を「第十二号及び第十三号」に改める。

別記第四号様式、別記第五号様式及び別記第七号様式から別記第九号様式までの規定中「※手数料欄」を「※審査欄」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

告示

○消費者庁
国土交通省告示第一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十五日

消費者庁長官　阿南　久
国土交通大臣　太田　昭宏

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

（日本住宅性能表示基準一部改正）

第一条　日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表1の5の5―1の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」を「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」に改める。